

一般社団法人全国児童発達支援協議会

旅費規程

（目 的）

第1条 この規程は、本会の用務により活動する者に対して支給する旅費等について必要な事項を定める。

（対 象）

第2条 本規則の対象は、理事、監事、事務局長、委員長、委員等の本会が役務を委嘱した者とする。

2. その他、理事会において対象として承認した本会主催の研修会講師等も対象とする。

（旅費等の支給の範囲）

第3条 役員等が、理事会および本会の用務により旅行した場合には、旅費等を支給することができる。

2. 役員等以外の者が、本会の用務により旅行した場合は、役員に準じた旅費等を支給することができる。

（旅費等の計算）

第4条 旅費等の支給額は、以下の区分に従う実費額とする。

（1） 鉄道利用の場合は、旅客運賃、特別急行料金による。

（2） 航空機利用の場合は、航空運賃による。

（3） 自家用車利用の場合は、①の計算式とする。

① 目的地までの往復距離÷10×160円＋有料道路利用料

（4） 宿泊費は、1泊11,000円を上限とする。

（5） 旅行費として、必要に応じて一日あたり2,000円とする。

（旅費等の請求）

第5条 旅費等の請求は、指定の旅費請求書に記入し、領収書を添えて事務局に提出する。支払いは原則として、振り込みとする。

（委 任）

第6条 この規程に定めない事項については、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成24年5月2日から施行する。